

「令和8年8月27日からの大雨災害義援金」の受付について

1 名 称 「令和8年8月27日からの大雨災害義援金」

2 受付期間

- (1) 富 山 県 支 部：令和8年9月4日（金）～令和9年1月29日（金）
- (2) 石 川 県 支 部：令和8年9月4日（金）～令和9年1月29日（金）
- (3) 福 井 県 支 部：令和8年9月4日（金）～令和8年11月30日（月）
- (4) 日本赤十字社本社：令和8年9月4日（金）～令和9年1月29日（金）

3 災害義援金受付口

(1) 日本赤十字社富山県支部

- ア 金融機関名 北陸銀行 本店営業部
口 座 番 号 普通預金 6 1 9 4 0 4 7
- イ 金融機関名 富山銀行 富山支店
口 座 番 号 普通預金 3 0 5 3 5 5 1
- ウ 金融機関名 富山第一銀行 ニューセンター支店
口 座 番 号 普通預金 0 2 7 9 1 5

※口座名義はいずれも「富山県災害義援金 日赤富山県支部 支部長 ^{にったはちろう}新田八朗」

※上記銀行の窓口からの振込手数料は無料扱いであること。

※上記以外の他銀行及びATMからの振込手数料は別途かかる場合があること。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨富山県支部に下記内容をお伝えください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名）

〒930-0821 富山県富山市飯野26-1

日本赤十字社富山県支部 あて

TEL：076-451-7878 FAX：076-451-6872

(2) 日本赤十字社石川県支部

- ア 金融機関名 北國銀行 県庁支店
口 座 番 号 普通預金 3 6 5 0 0

口 座 名 義 「日本赤十字社石川県支部 支部長 ^{やまの ゆきよし}山野 之義」

※上記銀行本店・支店の窓口及びATMからの振込手数料は無料扱いであること。

※全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込手数料は無料扱いであること。

※上記以外の他銀行及びATMからの振込手数料は別途かかる場合があること。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨石川県支部に下記内容をお伝えください。

（住所、氏名（受領証の宛名）、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名）

〒920-8201 石川県金沢市鞍月東2丁目48番地

日本赤十字社石川県支部 総務課 あて

TEL：076-239-3880 FAX：076-239-3881

(3) 日本赤十字社福井県支部

- ア 金融機関名 福井銀行 木田支店
口 座 番 号 普通預金 1 1 4 4 5 4 3

口 座 名 義 「日本赤十字社福井県支部 支部長 ^{いしだ たかと}石田 嵩人」

※上記銀行本支店窓口、ATM、アプリ、ふくぎんネット及び快速ねっとからの振込手数料は無料扱いであること。

※福井銀行本支店窓口における硬貨取扱手数料は無料扱いであること。

※上記以外の他銀行及びＡＴＭからの振込手数料は別途かかる場合があります。

※受領証発行をご希望の場合は、その旨福井県支部に下記内容をお伝えください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

〒918-8011 福井県福井市月見2丁目4番1号

日本赤十字社福井県支部 総務課 あて

TEL : 0776-36-3640 FAX : 0776-34-6299

(4) 本社

ア ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号 00100-5-674660

口座加入者名 「日赤令和8年8月27日からの大雨災害義援金」

口座名義略称 「日赤 R8.8.27 大雨義援金」

※払込取扱票の口座名義欄への記載は、上記の口座名義略称でも取扱可能であること。

※受領証の発行をご希望の場合は、通信欄に「受領証希望」とご記載下さい。

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、郵便振替手数料は免除されます。

(ATMによる通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)

イ メガバンク口座

・三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787559

・三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105557

・みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0620847

※口座名義はいずれも「日本赤十字社」
にほんせきじゅうじしゃ

※ご利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部で対応いたしますので、下記内容を以下までご連絡ください。

(住所、氏名(受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

TEL : 03-4363-2056

4 税制上の取り扱い

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

5 その他

(1) 日本赤十字社の対応については、ホームページに随時状況が掲載されます。

(2) 物品については、受付いたしません。

(3) 義援金は被災地都道府県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災者に配分されます。